

統合病院の経営形態について

■これまでの検討状況

1) 全国的なすう勢(第2回協議会資料1 P4)

全国的に見ると、地方公営企業法の一部適用(財務適用)を行っている病院が経営形態を見直す場合は、全部適用への移行を行うケースが多く、その数は地方独立行政法人化するケースの3倍近くに上る。

2) 先行事例の状況(第2回協議会資料1 P5)

全部適用に移行する場合も地方独立行政法人化する場合も、一部適用時と比べると格段に経営改善が進んでおり、二つの経営類型間で、経営責任者がその経営手腕を発揮したり、職員の意識改革を図ったりする上で、特段の差異を見出すことは困難。

3) 地方独法への移行に要する期間(第2回協議会資料1 P6～P9)

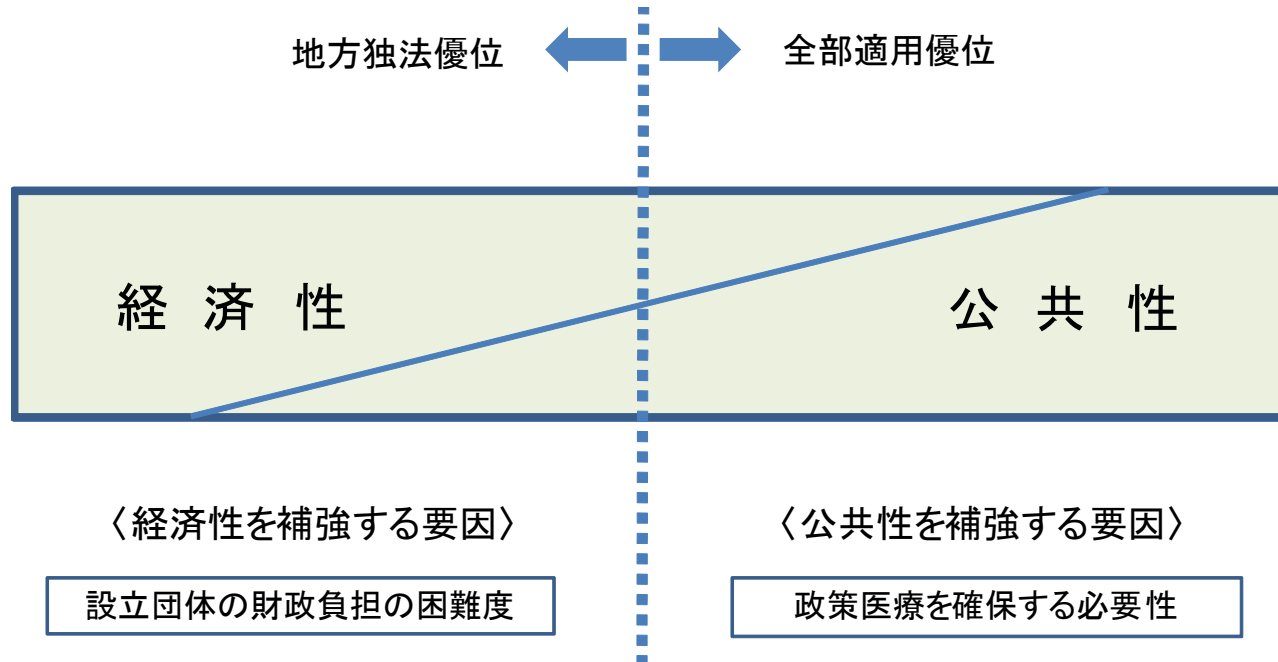
市町村が設立団体となった全国14の地方独立行政法人が移行に要した期間の平均は約2年、最短でも1年半となっている。

■望ましい経営形態選択に向けた考え方(1)

- 全部適用に移行する場合と地方独立行政法人化する場合の優劣を比較すると、二つの経営類型はそれぞれ、「公共性」、「経済性」に優位性がある。
- 公共性を重視する場合は全部適用への移行がより優れ、経済性を重視する場合は地方独立行政法人化がより優れた選択肢となる。
- 公共性と経済性のどちらを重視するかについては、政策医療*¹を確保する必要性や、設立団体の財政負担の困難度*²などを考慮して判断する必要がある。

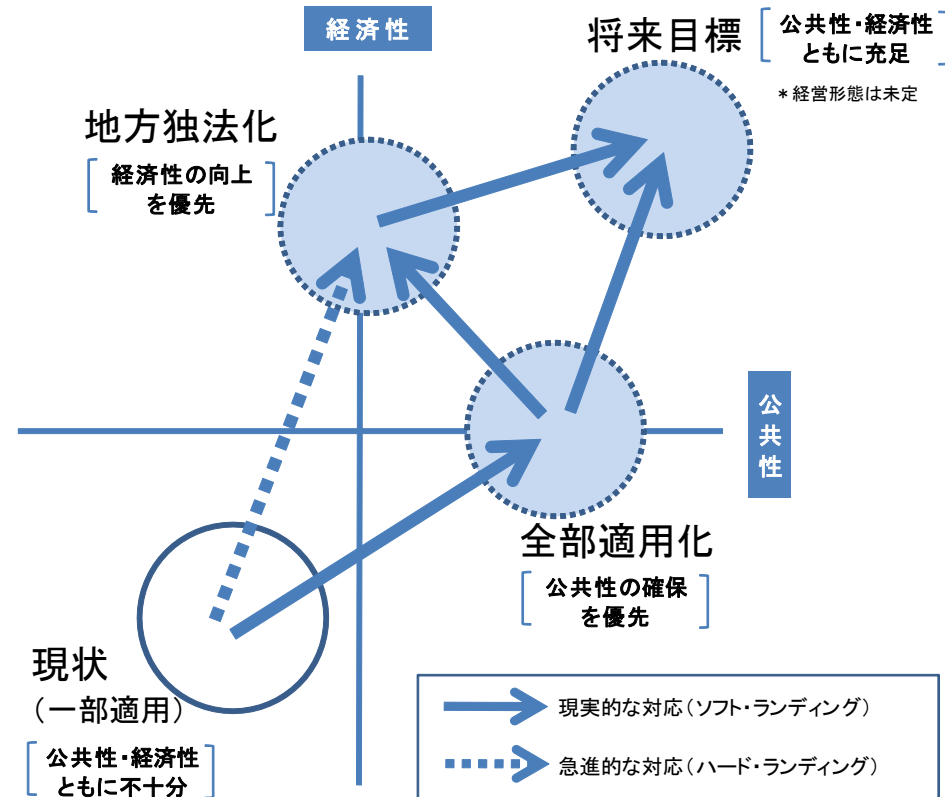
* 1 救急医療やへき地医療、災害医療など、不採算であっても公共部門が責任をもって提供する必要がある医療分野。

* 2 設立団体の財政がひっ迫し、病院経営への投資余力が乏しい場合は、より経済性が高い地方独立行政法人の優位性が増す。



■望ましい経営形態選択に向けた考え方(2)

- 現状における病院経営は、公共性、経済性ともに十分とは言えないため、地域として、将来的に公共性、経済性の双方を満たすことができる経営形態を選びとっていく必要がある。
- 経済性を優先する方法(=地方独法化)は、高い経営効率期待でき、目標への近道であると考えられるものの、現時点においては急進的な対応とならざるを得ず、地元の受け入れの困難度なども勘案すると、ハード・ランディングとならざるを得ない。
- 公共性を優先する方法(=全部適用化)は、将来的には、より経済性を高める経営形態への再移行を図る必要が生じる可能性があるものの、移行への対応は容易であり、現実的な対応と言える。



■望ましい経営形態選択の方向性

- 統合病院にふさわしい経営形態は、「地方公営企業法の全部適用への移行」と「地方独立行政法人化*」に大別でき、地方独法化により大きな改善効果があると考えられるが、現時点で最適な一つの経営形態を選択することは困難。*特に、地方独立行政法人は歴史が浅く事例も少ないため、今後の検証が必要。

- このような状況を踏まえ、新規開院までの残存期間等からみた移行対応の容易性や、地域において受け入れられる可能性、さらには救急医療やへき地医療など、政策医療を確保する必要性が高いといった地域性を勘案し、現時点においてよりベターな案となる全部適用化を選択していくことが望ましい。

- しかし、将来的には、病院経営が町財政にとって過度の負担となることがないように、統合病院の経営状況や地域医療の実態などを踏まえ、より適切な経営形態へのさらなる移行を検討していく必要性も想定していく必要がある。

- このため、開院後一定期間が経過した時点で経営形態の評価・見直しを行うこととし、地方独立行政法人化も含めた検討を行っていくことが望ましい。

望ましい経営形態(案)

- 統合病院開院時の経営形態は、地方公営企業法の全部適用とする。
- 中長期的には、統合病院の経営状況や地域医療の実態などを踏まえ、地方独立行政法人への移行も含めた検討を継続して行う。

■開院準備を行う一部事務組合の規約(案)

峡南北部二病院統合事務組合規約(案)

(組合の名称)

第1条 この組合は、峡南北部二病院統合事務組合(以下「組合」という。)という。

(組合の構成団体)

第2条 組合は、市川三郷町及び富士川町(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、組合が新たに設置する病院の開設に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は10人とし、構成団体ごとの定数は、それぞれ5人とする。

2 組合議員は、構成団体の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

3 前項の規定による選挙が終了したときは、構成団体の長は、速やかにその結果を管理者に通知しなければならない。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、構成団体の議会の議員の任期による。

2 組合議員が構成団体の議会の議員の職を失ったときは、組合議員の職を失う。

3 組合議員に欠員が生じたときは、その欠員を生じた構成団体において、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の補欠選挙について準用する。

(議長及び副議長)

第7条 組合議会に議長及び副議長それぞれ1人を置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから組合議会において選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。

(管理者及び副管理者)

第8条 組合に管理者及び副管理者を置く。

2 管理者は、構成団体の長の互選による。

3 副管理者は、管理者以外の構成団体の長をもって充てる。

4 管理者及び副管理者の任期は、当該構成団体の長の任期による。

5 管理者は、組合を代表し、組合の事務を掌理する。

6 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会計管理者)

第9条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、市川三郷町会計管理者をもって充てる。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期とする。

(事務局)

第11条 組合に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び職員を置く。

3 事務局長及び職員は、管理者が任免する。

(組合の経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、補助金、地方債、構成団体の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の経費の区分及び割合は、次のとおりとする。

経費区分	負担割合
組合の管理及び運営に係る経費	市川三郷町50% 富士川町50%